

令和2年度（2020年度）第2回吹田市入札等監視委員会 議事録

- 1 開催日時 令和2年8月11日（火）午後1時30分から午後4時30分まで
 2 場 所 吹田市役所 低層棟3階 入札室
 3 出席委員 （委員長） 中村 哲
 （委員） 高橋 明男
 （委員） 梶 哲教

4 会議の概要

- (1) 令和元年10月1日から令和2年3月31日までに締結した入札・契約方式別の発注案件の状況及び指名停止の措置の状況を委員に報告した。
 (2) 同期間に契約締結した予定価格が250万円以上の入札・契約案件のうち、委員が事前に抽出した次の案件を、所管室課の担当者同席のうえ、審議を行った。

案件番号	入札・契約方式	案件名	契約金額(円)
1	随意契約 (業務委託)	吹田市立小学校（併設幼稚園含む）便所清掃業務	3,267,000
2	随意契約 (業務委託)	基幹系システム用PC設定内容策定及び設定手順書作成業務	5,464,800
3	プロポーザル	吹田市包括外部監査業務	12,100,000
4	指名競争入札 (工事)	蓮間配水場 受電第1柱ほか移設工事 吹田保健所犬舎等改修工事（電気設備工事）	6,688,000 3,465,000
5	随意契約 (業務委託)	平成30年台風被害に伴う広域廃棄物埋立処分場に 係る災害復旧事業	4,712,000
6	随意契約 (修繕)	南千里庁舎冷温水発生機修繕 吹田市立博物館吸収式冷温水機1・2号機交換修繕	11,630,102 15,653,000
7	一般競争入札 (業務委託)	PC管理用ソフトウェア導入構築業務	3,850,000
8	一般競争入札 (業務委託)	母子父子寡婦福祉資金貸付システム運用保守業務 【長期継続契約】	3,294,720
9	指名競争入札 (業務委託)	破砕選別工場 受電設備等点検業務	2,596,000

- (3) 契約候補者を選定する際にプロポーザル方式の実施を予定している次の案件について、その実施の適否について、担当者同席のうえ、審議を行った

案件	案件名
1	(仮称) 介護保険事務委託
2	吹田市千里山地区等コミュニティバス試験運行業務
3	下水道管路施設維持管理等業務

5 議事録

○事務局

ただいまから令和2年度第2回入札等監視委員会を開催させていただきます。

本日の議題は令和元年10月から令和2年3月までの入札・契約手続きの運用状況について事務局から報告し、その中から各委員に抽出していただきました案件についてご審議いただきます。その後、予定価格が1,000万円以上の業務等の契約におけるプロポーザル方式実施の適否についてもご審議いただきます。

それでは、中村委員長、議事進行をお願いいたします。

○中村委員長

まず、始めに、本日は全委員が出席しておりますので、委員会規則第5条第2項の規定により本委員会は成立しておりますことを報告させていただきます。

それでは、次第1の「令和元年10月から令和2年3月までの入札及び契約手続等の運用状況」について事務局から報告をお願いします。

○事務局 資料に基づき報告

○中村委員長

今の説明に対して、何かご意見ありますか。

○中村委員長

特に質問等が無いようですので、次第2の抽出案件の審議に進みます。

【案件1】吹田市立小学校（併設幼稚園含む）便所清掃業務

○中村委員長

1回目の入札、2回目の入札とも落札者がなかったということですが、1回目の入札の状況を見ると入札金額にばらつきがあるようです。その段階で、2回目の入札で落札するのは難しいことがある程度推測される場合に、2回目の入札の予定価格を変更することはないのですか。

○学校管理課

同日に2回目の入札を行うにあたっては、予定価格を変更することはありません。随意交渉がまともらなかった場合は予定価格を再度設定し直して入札を行うことがあります。

○中村委員長

2回目の入札は1回目の入札と同じ日に行うのですか。

○学校管理課

そうです。

○中村委員長

それは原則的にそういう対応となるのですか。

○契約検査室

再度入札は直ちに行うことになっていきますので、2回目の入札は1回目の入札後直ちに行います。

○中村委員長

そうすると1回目と2回目の入札の間で予定価格を変更することは不可能ということですね。わかりました。予定価格についてですが、前年度の価格を参考に設定したとのことですが、賃金が上がっているとの予測は難しかったのですか。

○学校管理課

インターネット等の情報で最低賃金や労務単価が上昇していることは把握していましたので、前年度の価格から上昇率を見込んで予算措置をしましたが、見込みよりも上回ったものと考えています。

○中村委員長

それでは、この案件については特に問題がないということで了解しました。

【案件2】基幹系システム用PC設定内容策定及び設定手順書作成業務

○中村委員長

基幹システムを利用しているPCがWindows7からWindows10へ移行しなければならないという必要性に基づいてこの委託を行ったということですか。

○情報政策室

そのとおりです。

○中村委員長

そうすると、基幹システムを構築した業者をお願いするしかないわけですね。

○情報政策室

そのとおりです。この設定手順書を作成した後にPCの調達を行います。その入札を適正に行うために必要な手順書の作成を委託業者へ依頼したものです。

○梶委員

Windowsのバージョンアップに伴ってアプリケーションのバージョンアップがある。それをそのまま入れ替えてPCの設定を変更するということですか。

○情報政策室

概ねそのとおりですが補足しますと、Windows10を入れることによってこの基幹系システムの中でWindows10とWindows7が併存する形となります。その中で、お互いの動きを阻害しないような設定を行う作業にかなり高度な技術が必要なため、この業務を委託しました。

○梶委員

アプリケーションを作成したのがこの契約の相手方であるということですね。

○情報政策室

そのとおりです。

○高橋委員

落札業者はPCの販売業者でもあります。今回の設定をこのコンピューターの会社がすることによって、後のPC購入の入札を有利にすることができるのですか。できるとすれば何らかの監視をする仕組みが用意されているのですか。

○情報政策室

むしろ逆でして、P Cの調達の入札を公正に行うために随意契約でないといけない部分を切り出して委託をするという位置付けをしています。P Cの調達にあたっては、特定のメーカーに依存しないように性能の指定をします。設定については設定手順書を見ていただければそれなりの技術を持った業者であればどこでもできるということでP Cの調達自体は公平性が保てる形を担保しています。

○高橋委員

ハードではなくてソフトの部分に関して吹田市の基幹系システムをバージョンアップするための手順を定めて、そのソフトにあわせたハードというのはコンピューターの会社であればどこでもできるということですか。

○情報政策室

P Cを製造するメーカーであれば問題なくできるとお聞きしています。

○中村委員長

それでは、この案件については特に問題がないということでした。

○中村委員長

議事の都合上引き続いて案件7を審議します。

【案件7】P C管理用ソフトウェア導入構築業務

○高橋委員

応札した2者の金額に随分差があります。落札者が習熟しているからという説明ですが、こんなにも差が出るのでしょうか。もう少し補足をお願いします。

○情報政策室

通常システムを導入するときは、大まかな枠を決めて設計をして製造してテストをするという標準的な工程があります。その大枠を決めて設計をするということは、同様の規模で同様の導入事例があれば、そのままこの業務に当てはめることができます。その部分の工数の圧縮化が大きくあったのではないかと推察しています。

○高橋委員

今後同様の契約をする場合の予定価格を算定するときに、今回の契約価格が基準となるのですか。

○情報政策室

システムの内容によって調達の内容が変わってきますので、前例がこうだったから次の調達はこれでいけるという見込みは立てにくくて、1つずつ設計することになります。私どもとしても、今回はかなり低額でしたのでこれが次回以降の調達に適用できるとは考えていません。

○高橋委員

この契約が今後の他の契約に意味を持つことはありませんか。

○情報政策室

これが別の調達の設計価格を下落させる要因になることはないと考えています。

○梶委員

アプリケーションとシステム構築の業者が別業者となると思いますが、今後システムを見直すとき

に、今回の落札業者でないとできないというように吹田市が縛られることはないのですか。

○情報政策室

基本的にはそういうことはないと考えています。ソフトウェアの調達を別途契約しており、それを用いてシステムを構築してもらうのが今回の委託契約です。色々なシステム業者がノウハウを持っているシステムの構築ということですので、落札業者の特別な技術に縛られるということはないと考えています。

○中村委員長

問題なくシステムは構築されたのですか。

○情報政策室

昨年度末に構築が終わって今年度から稼働していますが、良好に動いています。

○中村委員長

それでは、この案件については特に問題がないということで了解しました。

【案件3】吹田市包括外部監査業務

○中村委員長

アドバイザーは専門的な知識を持った方ということですが、どのような人がなっているのですか。

○企画財政室

1名は会社法を専門にされている大学の教授で財務的な知識をお持ちであること、もう1名は他市で包括外部監査を担当している部局の課長級で事務的なアドバイスをしていただけるということからアドバイザーをお願いしました。

○中村委員長

アドバイザーの方からはきちんと知識が得られていますか。適切に機能されているのでしょうか。

○企画財政室

大学教授は財務、法務の専門の方をお願いしています。自治体の職員からは、監査を受ける側の課題やどういうところを見てもらうのが効果的かということなど選定委員会でアドバイスを受けて、なるほどと思うところがたくさんありました。そういったところを見て各委員にしっかりと評価していただいたものと考えています。

○中村委員長

監査テーマは選ばれた人が独自に決めるのですか。吹田市と調整して決めるのですか。

○企画財政室

吹田市の監査委員との意見交換や執行機関側に意見を聞く場合がありますが、最終的には外部監査人が決定する権限を持っています。

○中村委員長

監査テーマを決めてプレゼンテーションをすると思いますが、提案内容とだいたい同じことが最終的にテーマとして決まっていくのでしょうか。

○企画財政室

3つのテーマを想定して提案を受けました。今年の外部監査のテーマはその時にあげていただいた

テーマとなっています。監査テーマを決定する前に市の状況をヒアリングする中で変わっていく可能性はあったかもしれませんが、最終的には提案時点のテーマに決定されました。

○梶委員

選定委員会についてどのようなことが公表されているのかを確認するために吹田市のホームページを見ましたが、現時点でリンクが既に削除されているページがありました。どの時点まで公開するのかは、契約期間が終了するまでとか、ある程度の期間を考えていただきたい。あまりに早くページが削除されないように配慮いただければと思います。

○高橋委員

外部監査の客観性に関して、「監査の実施体制に品質管理担当として第三者の立場で監査の結果をチェックする補助者を入れる」というところが具体的にイメージできないのですが。

○企画財政室

外部監査人が監査テーマを決めて監査を行うのですが、監査人の主観が出てしまうと思っています。場合によっては監査結果に対して意見が出ることもありますが、報告書が出るまでに監査人から外れた立場の人が監査結果を見て、独りよがりになっていないか、客観性が保たれているかをチェックするために2重にチェックするというので提案をいただきました。監査人1人が監査をするのではなく、監査人と補助者の6～7人のグループで監査を行います。そのグループに入るのではなくて別に品質管理担当を置いて、出来上がった報告書とその品質管理担当がチェックする体制をとって行うということを提案してきたという状況です。

○高橋委員

具体的にはどういう立場の方ですか。

○企画財政室

公認会計士です。

○高橋委員

外部監査はグループを組んでコミュニケーションを密にとってやっていく形になると思いますので、そこからさらに第三者が最初から入っていますというのがうまくいくのか気になりました。わざわざ第三者なものとしなくて初めからグループの中でできるだけ客観性を保つようにしてくださいということでよいのではないかという気がします。非常に興味深いやり方だと思います。

○中村委員長

それでは、この案件については特に問題がないということで了解しました。ただ、公開の期間については意見を尊重したうえで対応していただきたいと思います。

【案件4】蓮間配水場 受電第1柱ほか移設工事

吹田保健所犬舎等改修工事（電気設備工事）

○梶委員

電気工事の指名競争入札で7件中4件、一般競争入札で5件中2件が同一の業者でやや多いと感じました。説明をいただいておりますが補足することがありますか。

○契約検査室

指名競争入札については資料でご説明したとおりです。一般競争入札については、今回は10月以降の契約ということで、案件数が少ない中、たまたま同じ業者が落札されたということでした。参加業者が特に少ないということもありません。

○梶委員

特に不審ということではありませんが、この業者が新しい技術を開発されたとか、そのような事情もありませんか。

○水道部

特別な技術力があるということで選定したということはありません。

○契約検査室

同じく、特殊な業者であるということはなく、他の業者と同じように指名しています。

○中村委員長

それでは、この案件については特に問題がないということで了解しました。

【案件5】平成30年台風被害に伴う広域廃棄物埋立処分場に係る災害復旧事業

○梶委員

災害復旧事業の全体のコストはどのように算定されるのか、その算定の適正性はどのように担保されているのか、どこから言ってきた金額をそのまま出してしまっていないのかという点について説明をお願いします。

○資源循環エネルギーセンター

総事業費は大阪湾広域臨海環境整備センターが工事にかかる費用を積算して各団体へ示され、負担割合を支払っています。センターには兵庫県の副知事を委員長とする委員会が設けられていて、総事業費の積算については委員会で諮って承認を受けたものとなっています。

○梶委員

総事業費はセンターの委員会で決定されて、負担割合については協定書や覚書によって決定した割合で自動的に決まるということですか。

○資源循環エネルギーセンター

そのとおりです。

○中村委員長

それでは、この案件については特に問題がないということで了解しました。

【案件6】南千里庁舎冷温水発生機修繕

吹田市立博物館 吸収式冷温水機1・2号機交換修繕

○梶委員

南千里庁舎の方は予算の確保を行ったとのことですが、予備費から予算を確保したのですか。

○総務交通室

当初予算では計上しておらず、人件費から流用して予算を確保しました。

○梶委員

地震の影響で不具合がひどくなったとのことですが、耐用年数を過ぎているようなものであれば計画的に更新をすべきかと思いますが、それはどこで計画されるものなのですか。

○総務交通室

(南千里庁舎に関して) 耐用年数ははるかに超えていますので抜本的な修繕が課題ではありましたが、なかなか予算がつかないという状況でした。

○文化財保護課

(吹田市立博物館に関して) 27年使用した機器となりますが、メーカーからも国土交通省からも機器の耐用年数の目安は15年と示されています。改修工事については、公共施設最適化計画で示されています。

○梶委員

公共施設最適化計画というのはどこで立案されるのですか。

○文化財保護課

市の内部に公共施設最適化委員会が設置されています。委員会は部長級で構成しており、市の施設の必要性や更新計画等を市の施設全体を見たうえで順次検討していくという委員会となっています。

○梶委員

橋やトンネルも含めて対象として検討されているのですか。

○文化財保護課

そこまでは存じていません。

○梶委員

年間保守業者からは計画的な改修についてのプッシュはないのですか。

○文化財保護課

(吹田市立博物館に関して) 業者からの年間保守の報告書には機器の更新があがってきますが、高額となるため修繕対応で壊れるまで使い続けたというのが実情です。

○梶委員

耐用年数を大きく過ぎた機器であれば計画的な改修も考えておかなければ突然故障して随意契約となり、必要以上に費用がかかるということも出てくるかと思いますが、その辺については適切に配慮をしていただきたいと思います。そうすれば随意契約としなくてもよくなりますし、夏の暑い時期の直前等、工事費用が特別高い時期でなくても工事ができるということも期待できるのではないのでしょうか。

○高橋委員

緊急性があったというのはわかるのですが、そのために同型のものとしなければならなかった理由がよくわかりません。全く新しいものにしてしまえば今のメーカーと関連なくできたのではないのですか。

○総務交通室

南千里庁舎は間もなく建て替えがありますので、全く新しいものをつけるということは考えにくいので、現在使用しているものと同程度で、確保できるものの中で最適なものとしました。

○文化財保護課

博物館については、機器の周りに空調の送風施設や調整施設が付帯していますので、まずはそれにあてはまる形のものということを選定の第1としました。その中で同程度の性能ということで資産経営室とも相談しながら今入っている業者が一番適切ということになりました。

○高橋委員

そうすると博物館の方は他にも選択の幅はあったということですか。それでも最適なものは継続性があるものとなったということですか。

○文化財保護課

機械設備を入れ替えるだけであれば最も安価だということで、他の機械や仕様が違うものに変えた場合は周りの配管を含めてかなりの部分を替えなければならず、緊急でできる工事ではなくなるのでとても間に合わないということもありました。

○高橋委員

全体との関係では、今後その周りの部分ももし古くなったとしたらその都度同じものを入れていくということになるのですか。

○文化財保護課

機械部分を除いた部分について、今入っている冷温水機に合わせた形で周りを全部やり替える工事を令和3年度に実施する予定です。

○高橋委員

それは随意契約にしなくても大丈夫ということですか。

○文化財保護課

はい。入札となります。

○中村委員長

予定価格の算定にあたっては相手方から下見積書の提出を受けて予定価格としたとのことですが、その金額の適正性についてはどのようにチェックを行ったのですか。

○総務交通室

(南千里庁舎に関して) あまりに高額になっていないかを資産経営室に見ていただきましたが、むしろ安いのではないかとのことでした。業者に確認をするとこれぐらいとのことでした。インターネットで機器本体の価格を確認して、安いものを見つけてきてくれたものと判断しました。

○文化財保護課

(吹田市立博物館に関して) 資産経営室と内容確認を行い、価格についても適正な範囲内だと確認をしています。

○中村委員長

それでは、この案件については特に問題がないということで了解しました。

【案件8】母子父子寡婦福祉資金貸付システム運用保守業務【長期継続契約】

○高橋委員

経緯は説明していただいていたのですが、予定価格の内訳を変更したため落札率が100%となったところをもう少し説明してください。

○子育て給付課

システムの構築業務と3年間の運用保守業務の合計で入札を行いました。合計額では落札となりましたが、内訳を提示してもらったところ、運用保守業務の金額が市の予定額を上回っていたため、予定価格の内訳を変更した結果、運用保守業務の額が予定価格と一致する状態となったものです。

○高橋委員

全体の金額は変更しないけれども、2つの業務の内訳を変更したということですか。そのような変更は可能なのですか。

○子育て給付課

企画財政室と契約検査室と相談したうえで、入札としては合計金額で落札が成立するため、内訳の変更はできることを確認しました。

○高橋委員

構築業務と運用保守業務の割合が当初の予定と違うことになったわけですが、予定価格を算定するときに考えていた品質から考えて問題がないレベルだと判断できたのですか。

○子育て給付課

予算の積算の時に3者からの見積りを参考にしました。構築業務の方はどこも変わりはありませんでしたが、運用保守業務については低目に提示された業者の見積価格が予算額となりました。

○中村委員長

それでは、この案件については特に問題がないということで了解しました。

【案件9】 破碎選別工場 受電設備等点検業務

○高橋委員

この業者は毎年応札されて、毎年落札されているのですか。

○破碎選別工場

毎年同じ業者が落札しています。プラントの設備を作ったのがこのメーカーですので、この業者が落札しているという状況です。

○高橋委員

他の業者はこの入札価格ではほぼ勝ち目がないという判断で辞退されているケースが多いのですか。

○破碎選別工場

価格的なものもあると思いますが、電気設備の場合は他のメーカーのものを触るといのがなかなか難しいところがあるのかもしれませんが。設計図は本市が受け取っているものであっても他のメーカーに見せることができないため、品質保証ができないという理由で辞退されているところがあります。

○高橋委員

今の話だと随意契約にしてもおかしくない内容なのかなという気がします。その方がむしろ品質と価格を適切に設定した契約ができるのではないのでしょうか。随意契約にすることは考えられないのですか。

○破碎選別工場

そういう考えもあるかと思いますが、プラントを所管する他の部署も公正に行うために入札しています。今後は状況的によく似ている他部署の実績等を調べて、できる可能性があるところを指名してもう1度やってみたいと考えています。

○高橋委員

今回契約した業者と同系の別業者ということですか。

○破砕選別工場

今回指名した業者はメーカーとそのサービス部門でしたが、メーカーではなくて電気設備の点検ができるサービスのみを請け負う業者です。

○中村委員長

それでは、この案件については特に問題がないということで了解しました。

○中村委員長

次に、次第3の予定価格が1,000万円以上の業務委託等の契約におけるプロポーザル方式実施の適否の審議を行います。

【プロポーザル案件1】(仮称) 介護保険事務委託

○中村委員長

事前に委員からの聴取事項に対して説明をいただいておりますが、補足することがあれば説明をお願いします。

○高齢福祉室 説明

○中村委員長

偽装請負を排除したいとのことですが、ここで偽装請負がどんな形で問題になるのですか。

○高齢福祉室

特に引継ぎの時に、職員が事業者の従業員に直接引き継ぐところで偽装請負の疑いが出てしまいます。国の資料で技術的なことを引き継ぐことはできるという記述もありますが、あいまいな示され方をしています。場合によっては問題になることもありますので、そうならないようにうまく引き継いでいける方法を提案していただくことがプロポーザルの目的の1つです。

○中村委員長

業者が雇っている人に対して市が指揮監督を細かく行っているにもかかわらず業者に委託をしている体裁をとっていると偽装請負となりますが、市と業者が対等な関係で、業者の方が委託された業務について従業員を指導監督しているのであれば最終的には責任を負うことになっていれば偽装請負にそぐわないような気がします。問題になるのですか。

○高齢福祉室

足立区で問題になっていまして、エスカレーションという名のもとに指示をしているという事例があります。引継ぎの時はどうしても話をする機会があり、疑いとして発生してしまう可能性があります。疑いすらも極力発生しない方法があると考えています。例えば、業務を細かく分けて五月雨式に移行していくという形であれば管理者の方に細かく業務指示をした上で引き継いでいくことができ

ると考えています。

○中村委員長

市の方で疑いが生じないような対応がある程度想定できているわけですね。そういう内容で方向性を考えたうえで業者からの提案を待つということですか。

○高齢福祉室

おっしゃるとおりです。

○中村委員長

2次移行されたシステム再構築を前提として具体的な事務委託をするということですか。

○高齢福祉室

そのとおりです。

○中村委員長

システムが構築された後の事務委託となると、そのシステムを前提として提案が出てくるとは思いますが業者に求めたい提案内容はどんな内容ですか。

○高齢福祉室

システム再構築も継続的に業務を改善することを要求仕様として求めています。そのうえで、委託業者にも継続的な改善を求めますので、やりながら改善していく点があり、システムを活用した改善であればシステム業者を含めた上での提案を求めていると考えています。

○中村委員長

事務委託内容からすると、人材派遣会社を中心として企業グループの応募が見込まれるということですか。

○高齢福祉室

そのとおりです。

○高橋委員

現在既に委託している業者があるわけですね。コンソーシアムを組む形で今回の事務委託に応札してくるだろうということですか。

○高齢福祉室

現在委託している業者とこれから調達しようとしている業務の業者ではジャンルが違うといいですか、得意な分野が違います。既に委託している業者と組んで入ってくることは想定していません。

○高橋委員

その上で、現在の受託者との協力は必要だということになるわけですね。他の業者がやっている業務と切り離して今回の事務委託を構築するような提案をしてもらおうということですか。

○高齢福祉室

今回調達しようとする事務委託業者に、他の業者との簡単な取りまとめ業務を含めて委託する予定です。こちらで運用方針を定めて、それに沿った形で各業者には業務を進めていただきます。やっていただく内容は違いますが、同じ方向で協力してやっていただけるような形で進めていきます。

○高橋委員

全体を取りまとめるのは吹田市がやるべきことかと思いますが、それを今回の委託業務に含めるとなると吹田市に残るのはどんな業務になるのですか。

○高齢福祉室

日常的な調整は委託業者にお任せしますが、突発的なものや特殊なものは市に残ります。また、公権力に関する業務、契約、庁内調整は残ります。委託範囲の目安としては全体の50%までを限度と考えています。万が一何年か後に業務が戻ってきたとしても知識的にはできるように多くても50%は超えないようにと考えています。

○中村委員長

それでは、この案件については、当委員会ではプロポーザル方式での実施が適しているものと判断します。

【プロポーザル案件2】吹田市千里山地区等コミュニティバス試験運行業務

○中村委員長

事前に委員からの聴取事項に対して説明をいただいておりますが、補足することがあれば説明をお願いします。

○総務交通室 説明

○中村委員長

応募が想定されるのはバス会社ですか。それ以外の業態の業者が参入される可能性があるのでしょうか。

○総務交通室

バスやタクシーを運行する業者と考えています。この事業は一般乗合旅客自動車運送事業の許可が必要で、近畿運輸局で許可をもらっている業者の一覧を確認すると、運送事業者が主となっていますので他の事業者はあまり入ってこないと考えています。

○中村委員長

許可制で行政上の縛りがあるということであれば、問題のある業者が入ってくる可能性が少なくなるので、千里丘でコミュニティバスを運行していますので、仕様書を作って競争入札とすることが全く考えられないことはないという気がしますがその点はどうですか。

○総務交通室

考えられないことはないですが、国のガイドラインにとりわけ運行の安全性について注意するようにと書いてありますので、色々な提案を見せていただいた上でいかに安全で継続してできるかを評価したいのでプロポーザルが適していると考えています。

○梶委員

路線バスのネットワークから外れている部分について行政がコミュニティバスを運行することかと思いますが、業者に任せるとなると、特に利用者の利便性が入ってくるのが想定されます。そうすると、利用者が多いと見込まれる所に路線を設定することになって民間の路線と重なる可能性がでてくるのが想定されます。国土交通省のガイドラインが示している評価項目には無いようですが、民間の事業の妨害という言い過ぎになりますがその辺の調整については評価の対象となるのですか。

○総務交通室

説明が不足しており申し訳ありません。運行ルート、時間、便数、料金、停留所の位置等は吹田市の地域公共交通会議で決定されます。業務仕様書にそれを載せた上で、安全性や利用者の促進につい

ての提案に対してプロポーザルで評価したいということです。

○梶委員

そうするとプロポーザルの中で提案できる事項は何ですか。

○総務交通室

業者の基本姿勢や運行の管理体制、重大事故の発生状況、指導教育体制、利用者促進策、運行経費などです。利便性の確保や利用者の推進という提案については、今現在路線バスが通っているところの乗り継ぎ割引ができるかとか、地域に根付いたバスであるために、地域との連携をどんなところでできるのかという提案を想定しています。

○梶委員

色々な提案が出てくればおもしろいとは思いますが、適切に評価項目を設定できるのかという点では多少不安な感じはします。各地でのコミュニティバスの経験でどんなことをやったかといった経験紹介のようなプロポーザルになるのですか。それとも千里山地区での新しい試みについての提案を評価するのですか。

○総務交通室

千里山地域になじんだ提案を求める形になります。

○高橋委員

価格点の比重はどれくらいを占めるのかと、ガイドラインで示されている利用者の利便性を考えると地元の人意見を何らかの形で反映させる仕組みがあった方が良くと思いますが、委員の中に地元の人を入れることは考えられないか、その2点をお聞きしたい。

○総務交通室

価格については千里丘の時は15%でしたのでそのぐらいと考えています。選定委員については、地域公共交通会議には地元の連合会長と公募で募った市民がおり、地域の声はそこで吸い上げることができると考えています。事業者の選定においては今のところは必要ないと考えています。

○高橋委員

一定の声を反映しているというのは理解できますが、選定の段階での評価付けは内部の見方と実際に利用する人で違ってくると思います。今回は試験運行ということなので、このあと本格的なものに移行される際にはどういう形で外部の意見を反映させるべきかを考えていただいた方が良くと思います。

○中村委員長

それでは、この案件については、プロポーザル方式での実施が適しているものと判断しますが、将来、本格的な運行の際には地域の方々の意見を反映させるためにどういう対応ができるのか、事前に検討していただくとありがたいと思います。

【プロポーザル案件3】下水道管路施設維持管理等業務

○中村委員長

事前に委員からの聴取事項に対して説明をいただいておりますが、補足することがあれば説明をお願いします。

○水循環室

説明

○高橋委員

プロポーザルにして優れた技術を取り入れて効率よく安く仕上げようというのはよくわかりますが、吹田市自身がこの業務を行うことは可能なのですか。

○管路保全室

今までも個別では委託をしていました。吹田市自身は清掃や点検のための専用の資機材もありませんし、細かい現場のノウハウもありませんので、委託をしなければできません。

○高橋委員

それを吹田市自身がするという意味ではなくて、応募してくる業者を下請けとして使うというのが普通ではないですか。吹田市の下水道事業はこれから先もずっと続いていくわけですから、吹田市自身の企業力を高める方向は考えられないのかと思います。民間企業であれば切り捨てることができない事業を委託するのではなくて力を高めることを考えるのではないですか。委託をして自分のところから切り離してしまうのではなくて、自治体の企業力を高めるという方向で技術力とか総合力を吹田市自身が持つ、マネジメントできる人を得るという方向は考えられないのですか。

○管路保全室

従来も委託をしてきて、それを業務管理することには変わりはありません。業務管理力といいますか、自治体職員に求められる技術力は今後も損なわれることはないと考えています。自治体側のノウハウはこれまでどおり継承されていきます。企業という点では共同企業体の中には地元企業が入ってこないとできないと考えています。大手企業が持っている高い技術力が地元企業に浸透していくという面も我々としては期待をしているところです。地元企業力を高める機会でもあると考えています。

○高橋委員

大手企業も地元企業を使うのでその点は変わらないと思います。吹田市が地方公営企業としての力を高める方向だってあるのではないかと、先ほどおっしゃったように大手企業が持っている技術力を使うのではなくて吹田市自身がその企業になる、吹田市自身が他の市から受注できるぐらいの技術力を持つという方向を考えてもいいのではないかと、そのような選択肢だってあるのではないかと考えたのでお尋ねしました。たぶんすれ違いになると思っていますが。

○梶委員

複数年の一括管理、一括発注が有効であるとの説明がありましたが、今回の契約期間は3年間ということで必ずしも長期間ではありません。おっしゃるような複数年の一括発注の利点が十分に発揮されるのでしょうか。それから、いきなり吹田市全域を対象とする包括的民間委託というのは大規模に過ぎないのかという徴取事項に対して、日常的な維持管理業務について市民からの問い合わせ先が複数となって混乱を招くため吹田市全域としなければならないとの説明をいただいています。日常的な維持管理業務というのは予防保全型維持管理と比べるとやや周辺的な感じがします。市民の問い合わせ先ということでは市役所のどこかで一元的に受付けて、しかるべき業者に取り次ぐ形で、吹田市全域についてはいくつかの業者に分割して委託をするというようなやり方が考えられるのではないかと思います。吹田市全域をいきなり1つの企業体に委ねるといったことについてはやや冒険かなという印象を持ちました。その点はどうですか。

○管路保全室

委託期間については、今回は1期目ということで3年間としています。国土交通省のガイドラインでも3年からという記述があります。先行他市のヒアリングでも2期目、3期目と発注を重ねるに従

って4年、5年と延ばしていく自治体もあります。ご指摘のとおり、委託期間が長いほど受注者側も資機材や人が確保しやすくなりますので民間のノウハウが発揮されやすいと思いますが、今回は1期目ということで3年を選択しています。2点目の市で受けて分割して発注ということですが、今現在も市役所で一旦電話を受けて委託業者3者に分割して発注をしています。年間700件ほどの問い合わせに市の職員が対応しておりそれを分割発注していますが、それを民間企業に委ねることによってその分の職員を老朽化対策業務に割り当てることができます。本来すべき業務に注力することができ、業務の効率化が図れると考えています。管路の包括的民間委託を導入しているA市とのヒアリングでは、1期目は部分的に発注をしましたが仕事量は減らなかったとのことでした。一部しか問い合わせ先を変えていませんので他の地域は全部市にかかってくるし間違いの電話もかかってきてあまり業務の効率化になっていないとの意見をいただきました。B市ではもともと政令区ごとにサービスセンターがあり、区を分けて発注していますが市の規模が違うかなというところがあります。吹田市は36k㎡でそんなに大きくありませんので、北部と南部で分けるとしても電話番号が2つに分かれて混乱を招きますし、職員の負担も減らないということで今回は全域を対象としています。

○梶委員

わかりました。どうもありがとうございました。

○中村委員長

今までのような単年度の個別の契約と今回のような包括的な一括の契約では担当職員が外れるので人員の効率化はわかるのですが、金銭的な部分ではどの程度効率化が図られるのですか。

○管路保全室

3年間で約1億円のコスト削減ができると試算しています。

○中村委員長

公募型プロポーザルを行うにあたって、企業体として入ってくると見込まれる事業者はどれくらい想定されるのですか。

○管路保全室

先行他市のヒアリングでは1者から3者ほどの応募があると聞いています。

○中村委員長

国土交通省がこのような政策をたてていますので各自治体が同じような方向性を考えていると思います。業者の奪い合いが起こることが想定されますが、それに対してどのような対応を考えていますか。

○管路保全室

その点は危惧しているところです。北摂地域では包括的民間委託を導入している市はありません。大阪府内では堺市、河内長野市、大阪狭山市の南部に固まっています。今後そういった受注者の奪い合いが想定されますので、地元企業に従事していただけるように我々も提案を評価する体制がより必要になってくると考えています。委託期間を延ばすとか、地元企業にとって受注しやすい環境を整えることが今後の課題と考えています。

○中村委員長

それでは、この案件については、プロポーザル方式での実施が適しているものと判断します。

皆様、本日はどうもありがとうございました。